



国立大学リスクマネジメント情報

2022(令和4)3月号

<https://www.janu-s.co.jp/>

特集テーマ

個人情報保護法の改正

「個人情報の保護に関する法律」の 2020(令和 2)年改正、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による同法等の 2021(令和 3)年改正のどちらも、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

本号では、すでに各大学で対応されていると思いますが、その概要をお知らせするとともに、最近の大学関連の個人情報漏えいの報道をまとめて掲載します。

1. 改正の概要

「個人情報保護法」(平成 15 年法律第 57 号)は 2005 年に全面施行、2015(H27)年の改正で3年ごとに見直すことが盛り込まれ、この規定による初めての改正が 2020(R2)年に行われました。

令和2年改正
令和4年4月全面施行

いわゆる3年ごとに見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

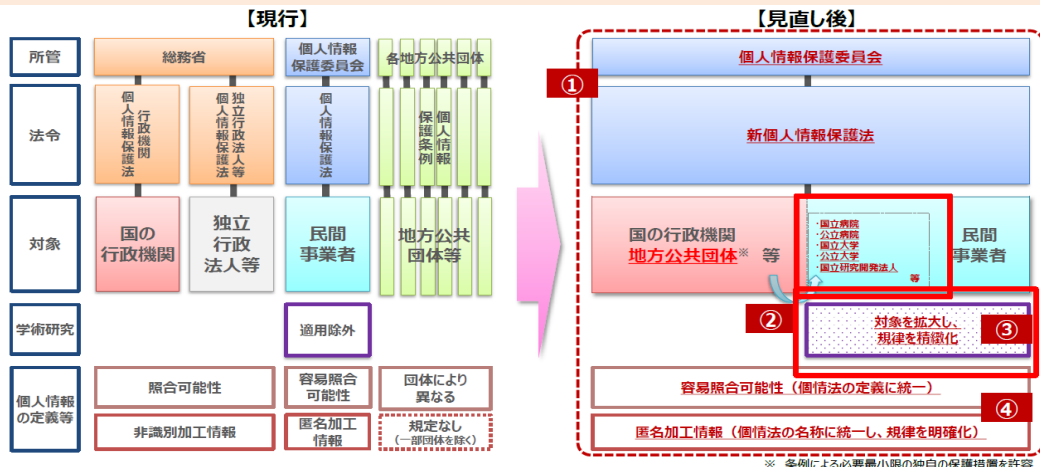
- ✓個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓A I・ビッグデータ時代への対応 等

参考：個人情報保護委員会：「個人情報保護法令2年改正及び令和3年改正案について」 4 頁

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf

また、2021(R3)年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、同法による関連法の改正により、国立大学法人や大学共同利用機関法人は、従来は「独立行政法人等個人情報保護法」に従って対応する必要がありましたが、令和4年4月1日以降は同法は廃止され「個人情報保護法」に従うこととなります。

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



参考：個人情報保護委員会：「「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について」概要資料

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf



2. 個人情報保護法の概要

「個人情報保護法」では大きく分けて（１）個人情報取扱事業者の義務、（２）本人の権利、（３）個人情報保護委員会の権限を定めており次の図のようになっています。

（１）個人情報取扱事業者の義務

個人情報をデータベースとして事業に利用する事業者を個人情報取扱事業者としています。個人情報取扱事業者には、適正な取得、適正な利用、適正な第三者提供の義務が定められています。

① 適正な取得

個人情報の取得に当たっては、利用目的を特定したうえで利用目的を明示又は通知して行う。人種、信条、医療情報等の要配慮個人情報については、本人の同意なく取得してはならない。

② 適正な利用

個人情報の利用にあたっては当初に特定された利用目的の範囲内で利用すること。従業者や委託先も含め安全管理措置の実施。

③ 適正な第三者提供

情報の利活用という点で、第三者への提供についてのルールが定められており、具体的には本人の事前同意を得る（オプトイン）か、本人が求めた場合に第三者への提供を停止することを前提として、予めの同意なく第三者に提供する方法（オプトアウト※）が定められています。なお、要配慮個人情報はオプトアウトの適用外です。

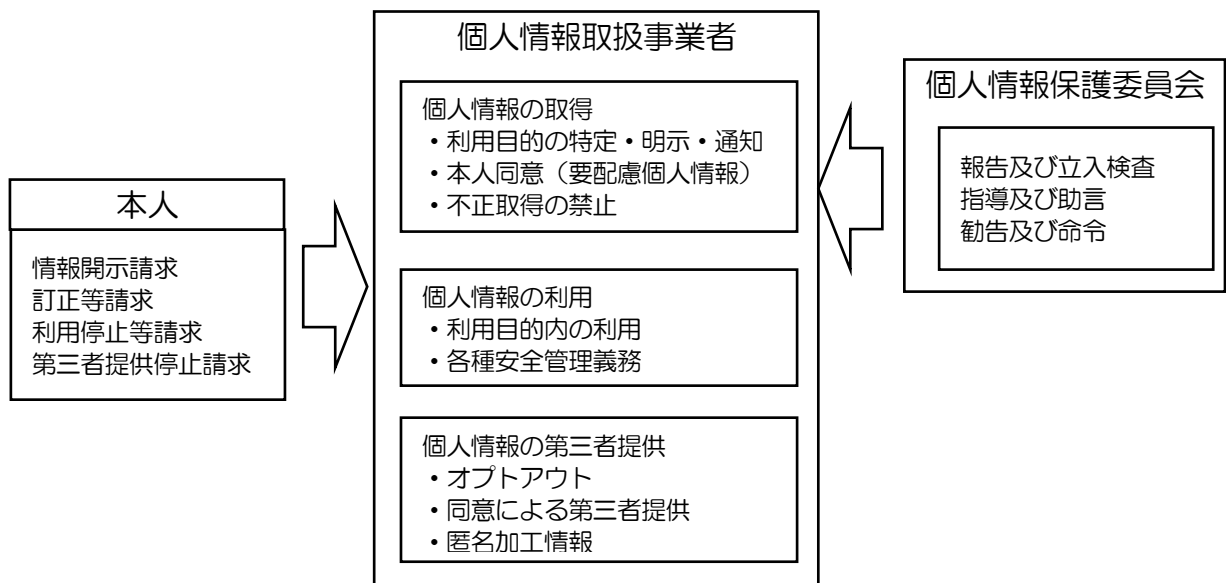
※オプトアウトには本人への通知・容易に知りえる状態・個人情報保護委員会への届出が必要

（２）本人の権利

個人情報で識別される人である本人の権利を守るために本人が有する権利等が定められています。本人は事業者が保有する個人データについての開示を求める権利、不法に取得された個人情報の利用停止を求める権利等を有するとされています。

（３）個人情報保護委員会の権限

個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者に対する監督権限を有しています。



参考： ニッセイ基礎研究所「2022年改正個人情報保護法の施行—学術研究機関への規制共通化、法律の統合」 2 個人情報保護法の仕組み から引用、作成

<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=70142?pno=1&site=nli>



3. 令和2年改正の主なポイント

令和2年6月12日公布、令和4年4月1日に全面施行される個人情報保護法は、次の大きく6つの観点により改正されました。また、それに伴い政令やガイドライン等も改正されました。

- ① 個人の権利のあり方
- ② 事業者の守る責務の在り方
- ③ 事業者による自主的な取組を促す仕組みのあり方
- ④ データ利活用に関する施策のあり方
- ⑤ ペナルティのあり方
- ⑥ 法の域外提供・越境移転のあり方

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）	
<ul style="list-style-type: none"> ■平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。 ■自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。 	
改正法の内容	
<p>1. 個人の権利の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。 ● 保有個人データの開示方法（※）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。 （※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。 ● 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。 ● 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。 ● オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。 （※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。 	<p>4. データ利活用に関する施策の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。 ● 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。
<p>2. 事業者の守るべき責務の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。 （※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。 ● 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。 	<p>5. ペナルティの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。 （※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金 → 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金 ● データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。 （※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金） → 1億円以下の罰金
<p>3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。 （※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。 	<p>6. 法の域外適用・越境移転の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。 ● 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。 <p>※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。</p>

参考：個人情報保護委員会：「令和2年 改正個人情報保護法について」

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の概要等について 概要資料

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf



全ての改正に対応する必要がありますが、個人情報保護委員会では対応のチェックポイントを情報提供しています。以下、チェックポイントに沿ってごく簡単に改正の概要を示します。

令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応 チェックポイント

まずはここから!

- 万が一に備え漏えい等報告・本人通知の手順を整備しましょう
- 個人データを外国の第三者へ提供しているか確認しましょう
- 安全管理措置を公表する等本人の知り得る状態に置きましょう
- 保有個人データを削除し、開示請求等に備えましょう
- 個人情報を不正に利用していないか確認しましょう
- 個人関連情報の利用状況や提供先を確認しましょう

改正内容を確認し、プライバシーポリシーの改訂等が必要な場合は対応しましょう

個人情報保護委員会

PCPC 個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission
<https://www.ppc.go.jp/>

令和4年4月1日 改正個人情報保護法対応

- 01** **まずはここから対応ください!**
- 個人の権利利益を害するおそれが大きい、漏えい等の事態が発生した場合等に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されます。
- 02** **まずはここから対応ください!**
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、提供先の第三者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等が求められます。
- 03** **まずはここから対応ください!**
- どのような安全管理措置が講じられているかについて、本人が把握できるようにする観点から、原則として、安全管理のために講じた措置の公表等が義務化されます。外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、安全管理措置を講じる必要があります。
- 04**
- 6ヶ月以内に消去するデータについて、開示請求の対象となります。また、個人データを提供・受領した際の記録も開示請求の対象となります。開示方法については、本人が指示できるようになります。このほか、本人による保有個人データの利用停止・消去等の個人の請求権が拡充されました。
- 05**
- 違法な行為を営むことが疑われる事業者に、違法又は不当な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、個人情報を提供すること等、不正な方法により個人情報を利用することが疑われることが明確化されます。
- 06**
- 個人関連情報の第三者提供の制限等として、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認が義務付けられます。個人関連情報には、端末識別子を通じて収集されたサイト閲覧履歴や、商品購買履歴、位置情報等が該当します。(なお、これらの例でも、個人情報に該当する(特定の個人を識別できる)ものは、個人関連情報にはあたりません。)

個人情報保護委員会：改正個人情報保護法対応チェックポイント

https://www.ppc.go.jp/news/kaiseihogohou_checkpoint/

(1) 漏えい等報告・本人通知の義務化

① 報告・通知の義務化

個人情報漏えいが発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が義務化されました。「個人情報の保護に関する法律施行規則」では、次の4つの事態を対象として挙げています。

- 1) 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい、または発生したおそれ
- 2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい、または発生したおそれ
- 3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えいまたは発生したおそれ
- 4) 本人の数が1,000を超える個人データの漏えいまたは発生したおそれ
(1)～(3)は漏えい件数を問わない)

② 報告内容

漏えい事案を把握した事業者は次の9つの事項を「速報」と「確報」の二段階にわけて報告をする必要があります。

- 1) 概要
- 2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- 3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- 4) 原因
- 5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 6) 本人への対応の実施状況
- 7) 公表の実施状況
- 8) 再発防止のための措置
- 9) その他参考となる事項

漏えい事案を知ってから速やかに(概ね3~5日以内)にその時点で把握している上記の情報を「速報」として報告し、その後30日以内に「確報」として全ての事項を報告する必要があります。



(2) 外国にある第三者への個人情報の提供

本人の同意を得て外国にある第三者に対し個人情報を提供する場合には、本人に対して提供先の外国名、当該国の個人情報保護に関する制度や提供する第三者が講じるための措置等の情報を提供する必要があります。

①同意取得時に本人に提供すべき情報：

- 1) 移転先の所在国名
- 2) 適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度
- 3) 移転先が講ずる措置について情報提供を求める

②移転元が講ずべき「必要な措置」：

- 1) 移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認
- 2) 適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める

(3) 安全管理措置の公表

個人情報保護法の法定公表事項に安全管理措置が追加されました。保有個人データの安全管理のために講じた措置を公表する必要があります。

(4) 情報開示請求

① 短期保有データの開示等対象化

従来は六カ月以内に消去される個人データは、本人からの開示・利用停止等の対象ではありませんでしたが、今回の改正により対象になりました。1日で消去されるような個人データであっても、本人から開示・利用停止等の請求があった時には対応しておく必要があります。ただし、開示・請求のために個人データを長期に保存しておく必要はなく遅滞なく消去することに努める必要があると考えます。

② 開示方法の本人の指定

従来、本人から個人情報データの開示請求があった場合は原則書面による交付となっていました。改正によりCD-R等の媒体や電子メール等の電磁的記録提供による方法を本人が指定できることになりました。

なお、電磁的記録の提供に際し、システム改修等の多額の費用がかかるといった困難な場合は、本人に遅滞なく通知して書面により交付が可能となります。開示方法についての対応を検討する必要があります。

③ 第三者提供記録の開示

従来から保有している個人データの授受に係る第三者提供記録を作成することが求められていましたが、本人による開示請求の対象ではありませんでした。今回の改正により開示請求の対象となりました。

(5) 不適正な方法による利用の禁止

違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨が明文化されました。

(6) 個人関連情報の提供

生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものが個人関連情報と定義されました。特定の個人を識別できない形で取り扱われているインターネットの閲覧履歴や、商品購買履歴、位置情報やCookie等が該当します。これまで個人関連情報は個人の同意なく第三者に提供することができましたが、今後は提供先において個人データとなることが想定される場合は、提供元にて本人の同意を得て取得されたものかの確認が義務付けられます。



4. デジタル整備法による令和3年改正の主なポイント

(1) 定義の統一

これまでの個人情報の保護に関する法律は、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」の3つの法律に加え地方公共団体の条例等により規定されてきましたが、法律により個人情報の定義が異なるといった問題もあり、全体の統一を図るために令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、令和4年4月1日（地方公共団体関係の規定は、令和5年春）より施行されます。

これにより、従来の個人情報保護法における「匿名加工情報」と行政機関個人情報保護法等における「非識別加工情報」も「匿名加工情報」として定義が統一化されました。また、医療分野・学術分野の規制を統一するために、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同じ「個人情報保護法」が適用され、データの取扱い・受け渡しの円滑の促進が期待されています。

(2) 学術研究に係る適用除外

これまでの個人情報保護法では、学術研究目的での個人情報を取り扱う場合は、一律に各種義務が適用除外とされてきましたが、適用除外となる範囲および対象義務が不明であることから、GDPR（EU 一般データ保護規則）の充分性認定の効力が及ばずEU諸国の研究機関とのデータのやりとりで支障がある等の理由により原則適用とし、義務ごとの例外規定を設けることにより精緻化されました。

① 要配慮個人情報の取得の例外

要配慮個人情報は本人同意が原則ですが、学術研究機関等であれば、以下の場合は本人の同意は不要となります。

- ・学術研究目的で取り扱う必要があるとき
- ・学術研究機関等から学術研究目的で取得するとき
- ・本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等が公開しているとき

② 目的内利用の例外

個人情報の取得にあたっては利用目的を特定・明示・通知しその利用目的内で利用しなくてはなりません。以下の場合には目的外利用が可能となります。

- ・学術研究機関等が学術研究目的での利用の場合
- ・提供先の他の学術研究機関等が学術研究目的で利用する場合

③ 第三者提供制限の例外

本人の同意なく第三者へ個人情報を提供してはなりません。以下の場合には提供可能です。

- ・学術研究機関が研究成果の公表又は教授の際に個人データの提供が必要不可欠の場合
- ・学術研究機関が学術研究目的で第三者に提供する必要があるとき
- ・民間事業者等が、学術研究機関に学術研究目的で提供するとき

(3) 自主規範

学術研究を目的とした個人情報の取り扱いについては、個人情報保護法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努めなければなりません。（改正による第59条新設）

国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授 佐藤一郎氏は、これは学術研究機関等に対する新たな義務ではなく、むしろ大学の自治をはじめ、学術研究機関等の自律的な判断を尊重するための制度であり、自主規範に則り個人情報を取扱う限りはそれが尊重され、個人情報保護委員会は個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合のみ監督権限を行使することになる、と上記規定の趣旨を説明しています。

また、自主規範は策定さえすればよいというものではなく遵守されなければならない、研究を優先としがちな研究機関において、個々の活動が規範を守っているかどうかを監視・監督するため、組織ガバナンスを含めた仕組みもセットで整備しなければならないと指摘しています。

参考：佐藤 一郎 国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授

総合研究大学院大学 複合科学研究科 教授

「改正個人情報保護法においてアカデミアに求められること」NII Today 第92号

<https://www.nii.ac.jp/today/92/2.html>



5. 最近の個人情報漏えい事故

毎号、「大学リスクマネジメント News PickUp」としてWEB上にある大学等のニュースを取り上げています。最近のニュースから個人情報漏えい関連のニュースをまとめました。不正アクセス等による個人情報漏えい事件もありますが、USBメモリの紛失、メールの誤送信、その他の設定ミス等、アナログなミスによる事件も発生していることがわかります。

不正アクセス等

2021	1.4	○大学は、外部からの不正なログインによって、学生2人のメールアドレスから約3万5千件の迷惑メールが送信されていたと発表。学生が利用しているイベント管理サービスに第三者が不正アクセスし、メールアドレスとパスワードを窃取した可能性が高い。送られたメールはWeb販売サイトへのアクセスを促す内容。不正アクセスを仕掛けた人物が恒常的に同大学の学内システムを攻撃していた痕跡も発見。
2021	3.30	○大学の病院の教員が、大学のITヘルプデスクを装った不審なメールに記載されたURLにアクセスし、メールアドレスとパスワードを入力したため、教員が受信した個人情報が記載された857件のメールが第三者に閲覧された可能性があることが判明。
2021	5.7	○大学は、キャンパスにある会議室の予約システムに外部から不正アクセスがあり、学生や教職員の氏名や電話番号など延べおよそ6500件の個人情報が漏えいした可能性があるとして発表。
2021	8.4	○大学は、同大病院など2つの病院で、2015年4月から2021年7月に診療を受けた患者269人分の個人情報が漏えいしたことを発表。大学病院の医師がスマートフォンで受信した詐欺の疑いのあるメッセージからウェブサイトを開きIDとパスワードを入力したことが原因。医師は大学の規程に反して、患者の個人情報が特定できる状態で病院外でもデータを見られるように個人的に保存していた。

USBメモリの紛失

2021	3.25	○大学に勤務していた職員が、11年ほど前に、非常勤講師123名分と学部合格者名100名分の個人情報が入ったUSBを紛失していたと発表。紛失した名簿が郵送され発覚。
2021	7.6	○大学に平成16年度から3年間勤めていた職員が、在職中に私物のUSBメモリーに個人情報を記録し、紛失、平成17、19年度の非常勤講師339人の個人情報が流失したことが判明。個人情報には名前、住所、電話番号に加えて金融機関の口座番号が含まれていた。今年3月には、平成18年度の非常勤講師や合格者など224人の個人情報の流失が判明していた。
2021	7.6	○大学に平成16年度から3年間勤めていた職員が、在職中に私物のUSBメモリーに個人情報を記録し、紛失、平成17、19年度の非常勤講師339人の個人情報が流失したことが判明。個人情報には名前、住所、電話番号に加えて金融機関の口座番号が含まれていた。今年3月には、平成18年度の非常勤講師や合格者など224人の個人情報の流失が判明していた。
2021	11.12	○大学付属小学校は、同校の教員が全校児童と去年の卒業生447人分の個人情報(児童の名前、成績、写真や教育実習生の成績など)の入ったUSBメモリを紛失したと公表。USBメモリにはパスワードは設定されていない。
2021	12.1	○大学病院は、患者16人の名前や年齢、性別などの情報を記録したUSBメモリーを医師が紛失したと発表。

メール誤送信等

2021	3.31	○大学は、メールの誤送信により、入学予定新生135人の名前や出身高校などの個人情報が外部に流出したと発表。事務職員から教員に情報をメールで伝える際に誤ったアドレスに送信。
2021	6.25	○大学は、体調不良を訴えた学生の名前や症状を記したメールを、誤ってキャンパスの全学生1,142人に一斉送信し、個人情報を漏えいさせたと発表。
2021	7.11	○大学は、236人分の奨学金の情報や全学生9166人分の名前や住所などの個人情報が入ったファイルを添付して誤って17人に送信。大学は受け取った学生に連絡し、ファイルは全て削除したとのこと。

その他設定ミス等

2021	1.19	○大学は、全教職員と学生ら計4万人の氏名やメールアドレス、学内システムにログインするためのIDとパスワードが外部から閲覧できる状態だったと発表。昨年6月に認証システムの改修作業を行った際、施工業者がアクセス制限を忘れ、大学担当者もチェックを怠っていた。
2021	3.25	○大学のサーバから他大学の機密情報が流出。大学のウェブサイトを立ち上げる際に、担当職員が元勤務していた大学の機密情報を含むマニュアルをアップロード。記録が残るだけで399回閲覧されていた。流出したのは助成金の申請に必要な研究内容など2235件で、大学は職員を処分する方針。



2022. 2 月

大学リスクマネジメント News PickUp

<Web から大学（国立以外含む）関連ニュースを検索>

<大学の管理・経営>

- 2. 3 ○大学の教授(当時)に研究費を無断で使われたなどとして、助教が教授と大学に1100万円の損害賠償を求めた裁判で、地裁は助教が日本学術振興会から補助された研究費について「対象研究の経費にのみ充てることができる」と指摘し、教授主導で講座共通の試薬購入などに使用したのは「助教の自由を侵害する違法行為で、研究に支障が生じるなど精神的苦痛が認められる」として訴えの一部を認め大学に慰謝料など165万円の支払いを命じた。
- 2. 22 ○大学の解剖実習のため献体された男性の遺骨が6年半放置され精神的苦痛を受けたとして、男性の長女が大学側に約1100万円の損害賠償を求め地裁に提訴。解剖後、火葬にしたが遺族への連絡をしていなかった。大学は、管理体制の不備やデータのご入力の原因と説明。
- 2. 22 付属学校を持つ55の国立大学法人のうち24法人が、2004年度以降、残業代の不支給で労働基準監督署からは正勧告や指導を受けていたことが文部科学省の調査で判明。各法人は最大で過去2年分までさかのぼり計15億5578万円を支払った。

<事件・事故>

- 2. 8 市役所と県内の8大学に爆破予告のメールが届く。○大学はこの爆破予告のメールを受け学生に対して予告日の登校を控えるように通達したほか、巡回の強化や車両の進入制限を行う予定。
- 2. 8 現在使われていない○大学の宿舎で白骨化した遺体が見つかる。警察は身元の設定を急ぐとともに、事件と事故の両面で調べを進めている。
- 2. 11 県立高校の生徒だった男性と両親が、体育の授業で鉄棒から落下し頸髄損傷による後遺症が残ったとして県に損害賠償を求めた訴訟で、ほぼ請求額である1億4000万円を支払って和解の見通しであることが報道。
- 2. 16 ○大学の学生寮で寮の食事を原因とするノロウイルスの食中毒が発生。食事をした計153人のうち男子学生ら19人が吐き気や発熱を訴え、食事の受託先の調理担当者4人を含む23人の便からノロウイルスが検出。

<入試等関連>

- 2. 10 ○大学と系列の△大学は2022年度一般入試の日本史、地理、生物の3科目において出題ミスがあったと発表。日本史は個別対応せず、地理、生物は該当問題については受験者全員を正解として判定。可否に影響なし。試験実施後に学内で行った点検によりミスが判明。
- 2. 28 ○大学は、2022年度一般入試(前期日程)個別学力検査の「地理歴史(世界史)」において出題ミスが判明したと公表。当該科目の受験者149名に対し、ミスがあった設問を正解として採点したうえで合否判定する方針。
- 2. 28 ○大学は、2月に実施したマークシート方式の入試で、採点ミスがあり79人を追加合格にしたと発表。採点処理の中で12点分の設問の得点が加算されていなかった。

<情報セキュリティ>

- 2. 26 ○大学は、附属病院の教職員のメールアドレスが不正ログインを受け、個人情報を含むメールが流出した可能性があると発表。教職員のメールアドレスをかたったスパムメールが送付されていると報告を受け事態が発覚。2021年3月から9月にかけてアカウント3件に海外から不正アクセスがあったと分かった。メールサーバには患者184人、医学生184人、病院関係者48人の情報が保存されていた。大学は、当該PCをネットワークから遮断してPC内をスキャン、パスワードを変更、対象者に説明と対応窓口の案内を送信。攻撃手法はパスワードを総当たりで探る「ぶるーとフォース攻撃」によるものという。

<ハラスメント>

- 2. 22 監督を務めていた女子駅伝部の部員にアカデミックハラスメントをしたと認定され、○大学から停職45日の懲戒処分を受けた准教授が「ハラスメント認定はゆがんだ事実認定や評価でなされた」として大学に対し処分の無効確認と慰謝料など220万円の損害賠償を求めて地裁に提訴。

<学生・教職員の不祥事>

- 2. 14 ○大学の学生が、大麻取締法違反の疑いで逮捕。大学は、生活態度に問題があり、昨年11月に所属する部の退部を勧告、啓発活動を継続していく、とコメント。
- 2. 28 ○大学付属病院に勤務する医師が去年11月、病院の手術室で女性患者の手術を執刀する際に持ち込んだスマートフォンで女性患者の身体を盗撮した疑いで逮捕。容疑者は、去年12月、駅で女子高生を盗撮した疑いで任意取り調べを受けており、捜査の過程で患者を撮影した動画が見つかった。

**<不正行為>**

2. 3 ○大学の学長が過去に発表した論文で不正行為があったことを、大学が設置した調査委員会が認定。学長は報酬の1か月分の20%を自主返納。2011年6月から2019年10月にかけて、当時教授だった学長が国際的な学会の発表予定原稿の中で、過去に自ら発表した論文の記述や図表等を引用と記載せずに再使用していた。

海外三二情報

※ WEB 上の海外ニュースから海外の大学の動向をピックアップ

<ウクライナ侵攻に関するロシア及び欧米の大学関係者の反応>

2/24 のウクライナ侵攻以来、ロシアでは抗議活動の取締りが強化される中で、7000 名以上の研究者等が、逮捕されるリスクを冒して戦争反対のオンライン請願に署名しています。一方、ロシア議会は 3/4 に政府の見解に反する意見を述べた者を最長 15 年の禁固刑に処するとの法律を可決しました。また同日、ロシアの 700 以上の大学を代表する学長団体 RUR はロシア軍とプーチン大統領を全面的に支持し、若者の愛国心を養うことが大学の責務であるとする声明を公表し、180 人以上の学長が署名しています。

欧州では、ドイツ、オランダなどが早くからロシアの大学との教育研究交流の凍結を表明しており、欧州委員会 EC は 3/4 に EU のプロジェクトによる研究協力の停止を決定しました。ロシアを含むヨーロッパ 46 か国の 800 以上の大学が加盟する欧州大学協会 EUA は、3/7 に学長が侵攻支持声明に署名したロシアの 12 大学の資格を停止しました。

アメリカでは、テキサス A&M 大学はロシアの大学とのすべての交流を停止しましたが、MIT は 1 つの大規模な機関間プロジェクトの停止にとどめるなど、対応が分かれています。冷戦時代にも旧ソ連との研究交流は一定程度継続されてきたという経験があり、学術の国際性・開放性の観点から、関係を完全に閉ざすのではなく、機関間と個人間の交流を区別したり、侵攻を積極的に支持する機関との交流を停止したりするなどの対応の可能性とともに、リスクを冒して抗議の声を上げているロシアの研究者等への支持をいかに表すかなどについて議論されています。

<https://www.timeshighereducation.com/news/russian-academics-risk-arrest-oppose-ukraine-war>

<https://www.timeshighereducation.com/news/russian-rectors-union-echoes-kremlin-propaganda-ukraine>

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20220306120204111>

<https://www.chronicle.com/article/the-ukraine-dilemma-u-s-colleges-debate-whether-to-sever-or-sustain-ties-with-russia>

<ウクライナからの避難民・避難学生に対するポーランドの支援>

ポーランドには侵攻後 2 週間でウクライナから 150 万人が避難しました。その中には多数の学齢児童や大学生も含まれています。ポーランド議会は 3/9 に避難民を支援するための特別法を全会一致で可決しました。ウクライナ人の学生はポーランドの大学で教育を継続でき、児童には特別クラスで教育が提供されるとしています。避難民は 18 か月間在留資格を与えられ、ポーランド人と同条件で公共医療ケアにもアクセスできます。

ポーランドの大学は避難民への医療や住居提供など様々な支援の中心となっており、学長会議 CRASP は各種支援の調整を担っています。ポーランドの大学で学ぶ留学生は約 8 万 5 千人ですが、その半数近くの 3 万 8 千人がウクライナからの学生であり、彼らの多くが国境での通訳をはじめ避難民を支援する 様々なボランティア活動に参加しています。避難学生の中にはヨーロッパ以外の国からの留学生が約 1 万 2 千人いると言われています(侵攻前の



調査によれば、ウクライナの大学の留学生は約7万8千人、うちインド2万3千人、モロッコ9千人、ナイジェリア7千人、中国5千人など。ポーランドの学長会議はこれらの避難学生の支援を基本的な人道的義務と捉えるとともに、ポーランドの大学の国際化にも寄与するものと捉えています。ただし、前述の特別法による支援はウクライナ国籍の避難民のみを対象としていることから、留学生への支援には課題もあるようです。

特にウクライナの大学の医学部は比較的低廉な学費で学位を取得できるため、インドやアフリカから多くの留学生を惹きつけていましたが、母国その他の避難先で受入れ大学を見つけることは困難であり、医師免許との関係でオンライン対応もできないため、避難学生は学業の継続に苦慮しているようです。

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20220311130216584>

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20220311110031864>

<https://thepienews.com/news/international-medical-students-ukraine/>

<中国吉林省・上海などにおけるコロナ感染拡大と大学キャンパス閉鎖>

吉林省では3月初めから1万件以上の新型コロナウイルス感染が報告され、大学キャンパスの閉鎖が続いています。また、上海でも3月中旬から復旦大学をはじめ30以上のすべての大学が閉鎖されています。突然の閉鎖により、食料や日用品の不足などの混乱も生じているようです。

最近の感染拡大の多くは大学から始まっているとも言われており、中国教育省は大学の対策の不十分さが一因と指摘しています。4日間で68件の感染が確認された吉林農業科技学院では、同大学の共産党責任者が3/10に解任されています。

<https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20220317152658532>

<https://www.timeshighereducation.com/news/chinese-campuses-close-covid-cases-spike-again>

配信について

本誌は、各国立大学・大学共同利用機関の国大協保険ご担当者、国大協連絡登録先、ご登録いただいた方にメールで配信させていただきます。(無料) 配信登録、解除は弊社ホームページからお願いします。⇒ <https://www.janu-s.co.jp/>

情報提供のお願い

各大学等でのリスクマネジメントに関する取組み、事故・事件への対応のご経験、ご感想、ご要望等をお寄せください。
⇒ info@janu-s.co.jp

バックナンバー

- 22. 2月 国大協保険 最近のQA
 - 22. 1月 過労死労災認定基準の改正
 - 21. 12月 コロナと学研災等のお支払い
 - 21. 11月 火災事故防止WEBセミナー報告
 - 21. 10月 研究機器の共同利用・貸借と保険
 - 21. 9月 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン
 - 21. 8月 大学スポーツにおける安全管理と保険
- ※弊社ホームページからダウンロードできます。

発行 有限会社 国大協サービス
東京都千代田区神田錦町3-23

協力 三井住友海上火災保険株式会社